

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

318 県道平方東京線	八潮市大字大曾根528番 1 地先から 八潮市大字大曾根1541番 1 地先まで
319 県道越谷八潮線	八潮市八潮 8 丁目 3 番 6 地先から 八潮市大字大曾根646番 1 地先まで
320 県道越谷流山線	越谷市瓦曾根 2 丁目 224番 1 地先から 越谷市大成町 6 丁目 59番 3 地先まで
321 越谷市道80095号線	越谷市流通団地 3 丁目 1 番 3 地先から 越谷市流通団地 3 丁目 1 番 7 地先まで
322 県道春日部菖蒲線	春日部市梅田 3 丁目 43番地先から 白岡市岡泉字丸山1260番 2 地先まで
323 県道さいたま幸手線	白岡市岡泉字丸山1260番 2 地先から 白岡市下野田字宿716番 5 地先まで
324 一般国道125号	行田市行田241番 1 地先から 行田市大字持田字油免2221番13地先まで

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。